

議案第49号

石岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月19日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付が追加されたため。

石岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

石岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。